

関係各位

平成29年3月 末日
PACガーディアンズ 理事長 名川 勝
千葉県手をつなぐ育成会 会長 田上昌弘

アンケート 「より良い成年後見利用のために」 結果報告について

【入所施設における、入所者の成年後見制度利用状況調査】

＜アンケートのきっかけ＞

成年後見制度が始まって15年以上を経、さまざまな課題が当初より指摘されていましたが、第三者後見人の数が増えるにつれ、さらに多くの課題が、近年見えてきています。

千葉県内のいくつかの育成会が、2年ほど前から、後見報酬についての調査を始めました。家族として、報酬額の基準などを知ったり、実態を知ったりするなかで、障害者の後見は高齢者のそれに比して非常に長い後見期間におよび、その間、後見報酬を払い続けることは、本人のより豊かな生活を閉ざしかねないという声があがってきました。

そこで、入所支援施設は、複数の後見人の活動実態をいちばん近くで見ることが出来、また長いスパンでの支援をされていることから、後見制度の課題も把握していると考え、県内で法人後見を10年前から実施しているPACガーディアンズと、千葉県手をつなぐ育成会との共同で、平成28年9月に標記のアンケートを取ることにいたしました。調査の対象を、千葉県知的障害者福祉協会の入所支援施設62カ所とさせていただきます。

＜アンケートから見えてきたもの＞

入所支援施設から、たくさんの真摯な回答をいただき、後見制度を利用して良かったこととともに、現在の後見制度が抱える様々な課題も、このアンケートの中で、浮き彫りにされました。

各項目ごとに、「考察」をつけ、アンケートの終わりには、PACガーディアンズの名川理事長より「アンケートのまとめ」が掲載されています。

どうぞ、お読みいただき、ご意見をいただければ幸いです。また障害のある人にとっての後見利用はどうかあるべきかを、ともに考えていただく機会となればと思っております。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

＜次ページ以降の 報告書 構成＞

【詳細版】16枚、【概要版】6枚、PACガーディアンズ名川理事長「アンケートのまとめ」3枚

アンケート集計報告にあたって

※複数回答や無記入等ありましたので、100%にならない・総計があわないことをご了承ください。

※【詳細版】の記述部分で例示してあるご意見は、すべて回答書に記載された通りの文章になっています。

※どこへでも、説明に伺います。是非とも共に考えたいと思います。下記へご連絡ください。

連絡先

・PACガーディアンズ

竜円 香子 メール：k-ryuen@minos.ocn.ne.jp 携帯：090-9951-8134

・千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会

村山 園 メール：sono0424@mx4.ttcn.ne.jp 携帯：090-9818-5353

アンケート「よい良い成年後見利用のために」
【入所支援施設における、入所者の成年後見制度利用状況調査】

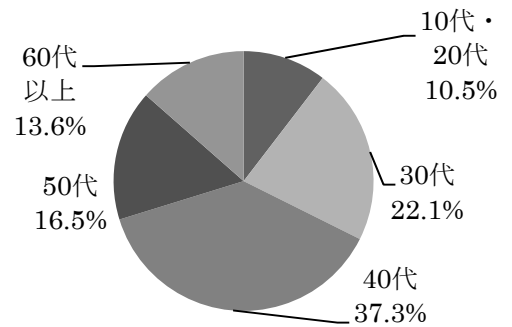
集計結果報告 **詳細版** (平成29年3月)

基本情報

- I. 実施期間 2016年8月29日～10月15日
- II. 調査対象 千葉県知的障害者福祉協会加盟 入所支援施設 62カ所
- III. 実施主体 千葉県手をつなぐ育成会・NPO法人PACガーディアンズ
- IV. 回収数 48施設
- V. 回収率 77.4%
- VI. 回答があった施設の入所者総数 : 2,562人 (1施設平均入所者数 53.3人)
- VII. " 男女比 : 男 63.8% (1634人) 女 36.2% (928人)
- VIII. " 入所者の年代別割合

(記載なし2施設があるため総数は2449人とした)

年代	入所者数	%
10代・20代	258人	10.53%
30代	541人	22.09%
40代	913人	37.28%
50代	405人	16.53%
60代以上	332人	13.56%
	2,449人	100%



考察

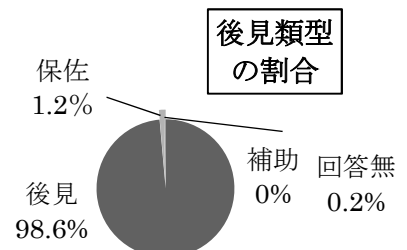
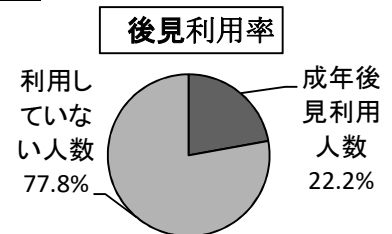
- ・50代と60代をあわせると、30.09%に及び、どの施設も高齢化がすすんでいると思われる。
- ・59人中47人が60歳以上という施設が1カ所、60歳以上が25%を超える施設が3カ所あった。

※以下においても、回答総数と内訳等が異なり合計が100%にならない場合もあったが、そのまま記載する。

1. 貴入所支援施設における 成年後見利用状況について

**1-1 入所者のなかで、現在、何人の方に、
後見人等がついていますか。後見の類型は？**

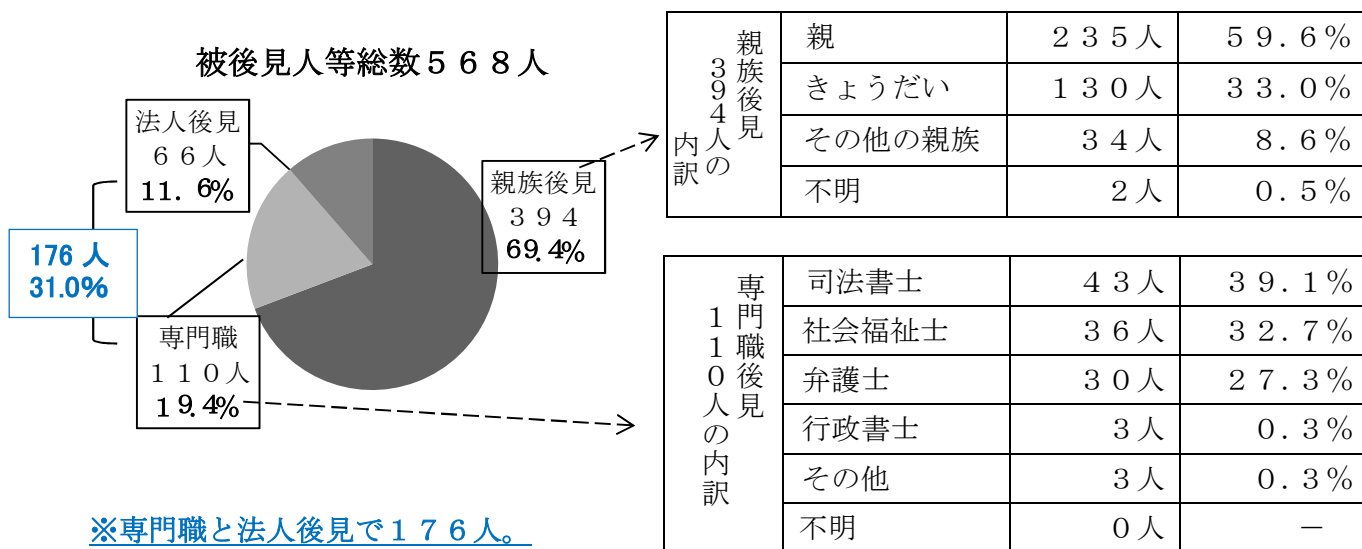
入所者総数	2562人	
後見等利用していない	1994人	77.8%
後見等利用者数	568人	22.2%
内訳 568人中 後見利用者の類	後見類型	560人 98.6%
	保佐類型	7人 1.2%
	補助類型	0人 0%
	無回答	1人 0.2%



1-1 考察

- ・最高裁27年報告【後見79.8%、保佐14.4%、補助4.6%】から見ると、後見の割合が98%以上と、とても多い。
- ・入所者の後見利用率が40%を超えている施設は、48施設中7カ所。後見利用率で、施設でのトップは、69.2%、そこは親族後見がほとんどであった。家族（及び家族会）または、施設側からの何らかの働きかけがあると考えられる。
- ・一つの施設で、同じ法人の後見を利用している人が24人いる、という施設もあった。

1-2 上記1-1の後見人等はどういう方ですか。（被後見人総数 568人中）



※専門職と法人後見で176人。
この数が第三者後見の数である。

※親族も専門職も内訳の数が多くなっているのは、複数後見があるからと思われる。

法人後見66人の内訳

11ヶ所の法人事業所が受けている

- ◇NPOひかり 24人
- ◇PACーガーディアンズ 5人
- ◇しぐなるあいず 3人
- ◇東総権利擁護ネットワーク 2人
- ◇社団法人後見ネット 1人
- ◇成年後見なのはな 19人
- ◇千葉市社協後見支援センター 5人
- ◇東葛市民後見人の会 3人
- ◇千葉ファミリー相談室 2人
- ◇うえるかむ 1人
- ◇トータルライフサポート 1人

1-2 考察

- ・「NPOひかり」と「成年後見なのはな」で、計43人の後見を受任。法人後見の66%をこの2つの法人で担っているということになる。あとは、9カ所の団体で、それぞれ1~5人程度を受任している状況。ただし、「NPOひかり」は、1カ所の施設の利用者のみの受任。一方、「成年後見なのはな」は、6カ所の施設で19人を担当。
- ・専門職後見人では、司法書士がトップで、40%弱を占めている。
- ・また、最高裁の平成27年報告では、第三者後見人の割合が、7割を超えているのに比して、入所施設では、親族後見人の割合が、従来通り多く、第三者後見人の割合は、30%にとどまっている。

・その他のケースがありましたら具体的に教えて下さい。(上記以外の後見人のケース) 回答数7件

① 複数後見についての記述・・・6件

- ・複数後見(兄、司法書士)の方1名。 後見制度支援信託対象者 3名。
- ・その他、親族による複数後見など。

② その他記述・・・1件

- ・昨年10月、親族が母のみで母が認知症、ご本人と母親の2人に後見人をつけることになり、市役所の事前調査まで終了したが、母親の方の調査が進んでおらず、今年6月の時点で、市長申し立てに至っているケースが1件あります。

1-3 成年後見人をつけたきっかけがわかれば教えてください。(複数回答可) 回答総数568人

- ・家族・親族が亡くなったことに伴い、相続などの法的手続きが必要となった。 125人(22.0%)
- ・消費者被害などの社会的トラブルに巻き込まれやすい、巻き込まれた。 0人(0%)
- ・家族内の経済的・身体的虐待があった。 4人(0.7%)
- ・施設として年金管理・親亡きあとのために、利用を勧めた。 131人(23.1%)
- ・家族が将来を見据えて、余裕のあるうちにと積極的につけた。 184人(32.4%)
- ・不明 39人(6.9%)
- ・無回答 73人(12.9%)
- ・その他(きっかけがわかれば教えてください) 12人(2.1%)

1-3 考察

- ・施設として利用をすすめた、家族(または家族会)が将来のため、積極的につけた、の両方で56%を占めた。一般的には、相続などの法的手続きが必要となった、というきっかけが多いと思われるが、それは22%にとどまった

その他(きっかけ)の自由記述(12人)

① 家族・親族が亡くなっていたり、連絡が取れなくなったので・・・6人

- ・入所当初よりご家族と連絡が取れなくなり、所在不明であったため。
- ・本人の年金管理をしていた親族と連絡が取れなくなり、施設の利用料も振り込まれなくなってしまった。市に相談し、市長申し立てにて後見人がついたことで手続きが出来るようになり助かった。
- ・兄弟が本人の年金のことで施設に来園されたことをきっかけに、本人の財産を守るために保護者(母親)に了解を得て施設側で動いた。
- ・その他

② その他・・・6件

- ・措置から契約にかわった時。家族会が利用をすすめた。銀行で引き落としが出来なくなった。

1-3 その他自由記述の考察

- ・この項の回答では、親族と連絡が取れなくなってしまったことが、原因として多かった。
- ・家族会が利用を勧めているという回答あり。

2. 後見人の活動について

2-1 専門職後見人・法人後見の方々は、どのような活動をしていますか。

①訪問回数 (専門職後見人と法人後見あわせた176人を総数とする。)

月1～2回	64人	36.6%	
2～3ヵ月に1回	58人	33.1%	
年1回～2回	49人	28.0%	} 41.8%
ほぼ訪問はない	19人	10.9%	
電話のみ定期的にある	5人	2.9%	
計	195人	専門職と法人の数176人を上回っているので、 親族後見の回答も一部、入っていると思われる。	

2-1の① 考察

・年1回程度、ほぼ訪問はない、電話のみ、の3つで、41.8%となっており、後見人の役割や、仕事について、考えていかななくてはならないと思う。

②金銭管理はどのように行われていますか？ 回答数 41件

① 小遣いなど小口は施設が管理、大口や年金が入る通帳は後見人が管理している・・・27件

- ・本人の年金が振り込まれる通帳を施設側で預かる場合と、後見人が通帳を預かり施設側では上限10万円の現金を預かる場合がある。いずれの場合も四半期ごとに出納状況を文章で報告。毎月～数か月に1回、後見人が来園時に出納状況を報告。
- ・従来は施設ですべて対応していた。通帳等もすべて預かっていたが、成年後見人がつくにあたり変更した方が多い。しかし、後見人が家族、親族等の場合と専門職では状況が異なり、家族、親族等は施設管理の方が多く、専門職では施設管理は少ない。また、普通預金と定期預金では異なる。
- ・その他

② 施設が管理している・・・4件

- ・通帳を預かり年3回園より報告する。依頼があった時はそれ以外でも通帳コピー等郵送する。
- ・保護者が後見人になっている方に関しては、法人の金銭管理要綱に則り、障害年金管理をさせて頂いている。
- ・その他

③ その他・・・10件

- ・後見人による。 ・適切に行われていると思われる。など。

2-1の②考察

・多かった意見は、年金管理など大口のものは後見人が管理し、お小遣いなどは施設が管理し後見人に報告をしている、というもの。後見人がいても、施設がすべて管理しているところも、少数ながらある。後見人や後見法人によって、管理の方法はさまざまである。

③ 身上監護はどのように行われていますか？ 回答数 37件

① 契約時や利用手続き時、個別支援計画作成時に同席、など・・・14件

- ・契約や福祉サービスの利用手続き等について、必要に応じて後見人が行っています。
- ・その他

② 定期的に来園・・・12件

- ・後見人来園時に利用者本人と面会、個別支援計画作成時や見直し時に面接に立ち合い、健康状況の報告、外出や買い物に関する同意や実施状況の報告。
- ・専門職後見人は面談と契約、年1～2回の面会。
法人後見は月1～2回の面会と散歩等の対応もしていただいている。
- ・4名中1名は全く訪問無し。1名は年に2度程度訪問あり。
2名は年9回の保護者会にて訪問あり、そのうち1名は毎月2泊3日程度帰省協力あり。
- ・その他

③ その他・・・21件

- ・金銭以外の事は親などの親族と連絡調整にて行うことがほとんど。
- ・利用者の生活上、何か特変が生じた場合には、速やかに専門職後見人に連絡して相談している。
- ・2人の後見人さんは、身上監護はしない（今のところ）施設職員が生活面はみている。
今現在あまり問題が無いのでよくわからない。逆に聞きたいです。
- ・その他

2-1の③ 考察

- ・多かった意見は、必要な手続きをしてもらっていること。
- ・契約・手続等を行う来園時、本人に面会、職員が様子を話す。この中にはその際、散歩・外出・買い物などをするケースもある。
- ・法人後見では、毎月来ているが、専門職後見人の人は年1～2回のみ、という意見も多く、訪問なし、のケースもある。
- ・身上監護についての捉え方に違いがあったと感じた。

④ 訪問時、被後見人と過ごす時間や過ごし方等、特記することがあれば教えてください。(回答数 31件)

① 本人の居室などで、一定時間過ごす・・・19件

- ・近くを散歩したりして30～40分程度話をしたりして過ごしています。
- ・まだ本人と後見人との関係性が薄いため、お菓子やコーヒーを持参して、居室で一緒に過ごす時間を設ける。新年会では席を一緒にしてお互いの関係性を深めて頂いている。
- ・15～30程度、面談や居室・衣類等の確認など。
- ・30分未満から1日、と個々により対応に幅がある。施設内の面会・行事への参加・外出等過ごし方は様々。
- ・専門職等では職種により状況が異なるようである、会計士や司法書士などは、面会が中心となり、社会福祉士では面会等でも利用者の楽しみとなるような内容が多い。
- ・その他

② 行事への参加など・・・4件

- ・行事・保護者会への参加、一緒に食事を摂る。
- ・その他

③ その他・・・7件

- ・面談室での会食（おやつ等）。年に1～2回は外食の場合もあり。
- ・ある法人後見の担当者は、月1回～2カ月に1回訪問され、面談や外出もしてくれている。社会福祉士の担当者は、最初は本人と面談されていたが最近は「どうですか？」と職員に聞いて5分もないとの事（本人は言葉が無い）
- ・被後見人との外出、外食、墓参りなどをしてくださる後見人の方もおります。
- ・全利用者へ後見人をつけるよう進めているため、人数が多くなってきており後見人が、被後見人とゆっくり過ごす時間をとることが難しい。
- ・その他

2-1の④ 考察

- ・多かった意見は、施設の行事への参加、30分程度の面会、職員からの本人の状態の報告を受けているなど。
- ・5分もない後見人もいる、被後見人の人数が増えて後見人と過ごす時間が少なくなっている、外出やお墓参りを一緒にしてくれる後見人もいる、等々、対応に大きなバラツキがあることが伺える。

⑤施設側(サビ管・担当職員等)が、専門職後見・法人後見の方と面談することはありますか。回答数38件

① 面談をする・・・36件

- ・個別支援計画説明会に同席、説明を行っている、また、面会時には情報の共有に努めている。
- ・家族会や行動の変化など気になることがあれば、施設の相談室などで面談します。
- ・年1回、その他必要に応じて電話連絡。
- ・支援報告、計画の説明や同意等で面談を半年に一回実施している。時間は30分程度が一番多い。保護者が元気なうちは、保護者が対応を継続するケースもあり状況は様々。
- ・専門職後見人・・・1カ月に1回 後見人・被後見人・担当職員の3名で話す。
法人後見人・・・2カ月に1回、後見人が被後見人へ一人ひとり、声掛けながら約1時間程度、状況を確認。その後、別席で法人後見人と担当職員で生活(活動)の様子、体調について等話し、後見人からの要望を聞く。(被後見人が24人いるため、1カ月毎に12人ずつ)
- ・その他

② その他・・・2件

- ・NPOなのはなとは時々お話をさせて頂いていますが、社会福祉士の方とはあまり話せていない。一度施設長からもっと職員と話すように言いました。その後職員とも話すようになったとの事。
- ・その他

2-1の⑤ 考察

- ・施設側との面談はほとんどの後見人がしている。20分程度。個別支援計画の時に立ち合うこともある。頻度などはまちまちで、年1回というところもあり。

⑥その他の活動がありましたら教えてください。 回答数 9件

① 園の行事や保護者会への参加など・・・8件

- ・家族会の全大会や研修会に参加して頂く場合もある。
- ・その他

② その他・・・1件

- ・同法人内で後見人をつけている事業所がいくつかあるので、2カ月ごとに法人後見人・法人本部・後見人のついている事業所で協議会を行っている。

2-2 被後見人の方の通帳は、どなたが管理していますか。

(この項の回答数489人を総数とする。)

①通帳管理者のこと

通帳管理は？	被後見人等		コメント
施設側	295人	60.3%	
後見人等	168人	34.4%	※この数は、専門職及び法人の数の176人に近い数字。殆ど後見人が管理していることが伺える。
家族・親族など	26人	5.3%	※親族後見人による管理が少ないのは、入所施設であるためと考えられる。

②そのことについて、どう思われますか？(誰が通帳管理をしているかについて) 回答数 27件

① 後見人が管理しているのは、適切だと思っている・・・14件

- ・本来であれば後見人が管理すべきだと思うが、この先後見を付ける利用者が増え、ひとり一人違う後見人が管理することになると、事務処理が煩雑になるおそれがあると思う。
- ・緊急時に柔軟に使用できない事で利用者側が不利益となる場合もあると思いますが、管理だけを捉えれば、最終的に利用者の財産が適切に管理されていればよいのではと思います。
- ・本人の年金を本人以外のことに使われない安心感はある。
- ・その他

② 施設側が管理している・・・4件

- ・施設側にあるといろいろな手続きの際、効率が良いのでありがたいです。定期的に後見人さんがチェックしていただけると助かります。
- ・施設で管理するにあたり、利用者ニーズに合わせてスムーズな対応が出来るのは利点だが、制度の主旨からすると、施設が管理することは反していると感じる。
- ・その他

③ その他・・・9件

- ・施設側は家族会が年金管理を行っていますが、継続が困難になってきています。
- ・ご本人への報告がされていない。(収入、支出について)
- ・個々で管理の仕方が異なること、人数も増えてきていることで、事務が非常に煩雑となってい

る点は大変である。

- ・施設側が管理していればお金の流れがわかるが、後見人が持っているとは全くどうなっているかわからないので、問題がなければいいがと思っている。
- ・その他

2-2の② 考察

- ・多かった意見は、大口通帳の管理を後見人がしてくれるのは助かる、という意見。
- ・後見利用者が増え、ひとり一人の通帳管理が異なるため、事務は非常に煩雑になる、との意見もあった。
- ・ただ、後見人に通帳を預けて収支や残高の報告がないと、適切に使われているかの不安もある、という意見があった。

2-3 主に、専門職後見人・法人後見の場合について、お聞きします・

①後見人さんがついて良かったなあ、と思うケースがあったら教えてください。 回答数 34件

① 親が亡くなり、他に身寄りがなかったり、親族と連絡が取れなかったりしたとき・・・8件

- ・両親が他界され他に身寄りがいない場合
- ・身寄りがまったくない利用者にとっては、自分に訪問してくれる方がいることは、とてもうれしいことのようなのである。
- ・その他

② 家族の高齢化が進んでいるので、将来の安心のために・・・4件

- ・将来、今は生存している保護者等も高齢化してゆくので、その時には混乱はないと思う。
- ・その他

③ 緊急対応など迅速にできる・・・7件

- ・緊急（入院・怪我）が原因で、処置の判断が難しい場合に、相談できる方がいた時。支援の方向性や、何らかの同意が必要なとき。
- ・その他

④ 透明性や正確性の観点から見て、よいと思う・・・4件

- ・施設側だけで管理するのは透明性の観点から十分とは言えない。後見人と連携して管理することで正確性が高まるといえる。入所している利用者の場合で金銭的に生活に苦しい保護者から利用者の年金を一部工面して欲しいと要請がある際、施設側では判断が難しいケースがある。後見人がいると後見人の方で対応して頂けるので助かっています。
- ・本人の財産が本人の為に使用されている安心感がある。
- ・その他

⑤ 本人にも施設にも、相談者・助言者となってくれている・・・6件

- ・後見人さんがとても積極的に本人との関わりを持って頂けており、何でも相談して下さいと言って頂いており、これまでの親御さん以上にコミュニケーションがとれること。
- ・第三者としての立場で、相談・助言をいただくことができる。

- ・現状においては財産だけでなく健康面での相談や高齢の保護者との橋渡しになっていただいているので助かります。
- ・連携をとれる環境が増え、情報が入ってくるようになった。
- ・相続関係、入院の同意、来訪する親族がないケース。
保護者が高齢のため来園機会が減少していたが、対応が困ることがなかった。
意見を頂くことがあり、本人のため最善の方法をさらに検討することになる場合。
- ・常に支援員は近くにいるため、気付かないことがある。後見人からの客観的視点（アドバイス）は心強い。
- ・その他

◇6 事務手続きなどスムーズになった・・・8件

- ・施設利用契約等滞ることが無くなった。
- ・施設側が管理する金額が少額で済む。
- ・施設で多額を預からなくてよくなった。
- ・その他

2-3の① 考察

- ・多かった意見は、身寄りがない人にとっては良かった。親と連絡が取れない場合も助かる。など。
- ・家族がいなくなったとき、後見人がいると心強い。緊急対応の時、助かった。本人のことを相談できたり、助言してくれるので、良かったという意見あり。

②逆に、この後見人さんは怠慢だとか、おかしい、と思う場合があったら教えてください。回答数 19件

◇1 ほとんど連絡がない・訪問もない後見人がいる・・・4件

- ・ほとんど連絡がない人がいる。定期的な書類の請求もないので、今は役立っていないし今後も期待できない。
- ・園で預かっている残金が少ない時、連絡がつかない場合がある。
定期的に訪問をお願いしているが半年くらいない時もあり、残金も少なく外出できない時もあった。
- ・その他

◇2 事務処理のみ、身上監護をしない・・・8件

- ・身上監護の解釈と範疇は人それぞれのようにあり、事務処理のみ行っているように感じとってしまう後見人もいる。
- ・財産管理だけで身上監護をしない。興味を持たない後見人。利用者が欲しがっている物（テレビ）購入について将来的に財産が不安だからと購入を承認しない。身寄りがない利用者の場合の医療に関する同意もしない。後見人の報酬が高く、預金が減り、利用者の生活に影響が出る場合。
- ・本人の支援に関しては全て施設におまかせで、金銭管理のみ行っている方。施設で困っていることがあるのに親身になってくれない方。
- ・弁護士さんがついていている場合だと、財産管理が中心で、ご本人の様子伺いなどの、本人に対しての思い入れがうすい気がする。

- ・身上監護の部分が感じられない、連携が取れない、緊急の時に連絡が取れない。
- ・その他

③ その他・・・7件

- ・あまりに積極的に過ぎる部分があり、他の利用者さんとのバランスがとれない部分があった。
- ・お1人の後見人さんは2人目。以前の方は被後見人の金銭を私的に流用したとのことで解任された。
- ・専門職により状況が異なることには現場スタッフも困惑していた、専門職の後見人に対する意見もあるが、我々スタッフ間で成年後見人の役割を知ることが必要と考え職場内で研修等を重ねているところである。
- ・被後見人を担当する後見人の活動の幅の差が著しくあると思えるケースもあります。
- ・その他

2-3の② 考察

- ・多かった意見は、後見人が財産管理のみをしている点。本人に関心をもってくれないという意見も。テレビを本人に購入をしてあげたかったが、後見人が承諾しなかった例も。
- ・担当する後見人の活動内容の差が著しいとの意見も。熱心な後見人と、財産管理のみをしている後見人、まったく訪問さえしない後見人など、後見人の活動の差が浮き彫りにされている。

③後見をつけたことで、むしろ本人のためにならないと思う場合があったら教えてください (たとえば、本人の為に使いたいときに、お金が出にくくなった等) 回答数 11件

① 後見報酬が生活を圧迫する・・・2件

- ・年金でぎりぎり生活をしている方にとっては後見報酬が生活を圧迫してしまう。
- ・預金が減っていく一方のように思う。施設が知り得る情報ではないかもしれないが、どのような請求をされているのか不明。

② 事務手続きなどが遅くなる・・・5件

- ・日用品以外で至急購入が必要な物があった場合、後見人への確認が必要なので購入まで時間がかかる。
- ・その他

③ 本人のために本人のお金が使えない・・・2件

- ・保護者と法人後見をしている方から、本人に何かを買うにしても同意を得る必要があり、大変と聞いたことがあります。
- ・家族が本人のために使いたいと思っても、思うような額面が使えないというようなことがあるようです。

④ その他・・・2件

2-3の③ 考察

- ・年金ぎりぎりの生活をしている方にとっては、後見報酬が生活を圧迫してしまう、預金が減っていく一方のように思う、など、後見報酬について疑問の声が出ているとともに、本人のために使いたくても、思うように使えないという意見もあった。

3. 後見報酬について

(この項の回答は、48施設中、42施設。よって、総数を42施設とする。)

3-1 専門職後見人・法人後見への後見報酬額を、施設として把握していますか(ア～ウいずれかに○)

- ア) 全員について把握している。 3施設 (7. 1%)
イ) 把握している方もいる。(※記述あり) 7施設 (16. 7%)
ウ) 全く把握していない。 32施設 (76. 2%)

上記イ) 後見報酬額を施設として、把握している方もいる、についての自由記述 回答数 10件

- ・本人の金銭や年金をこちらで管理している場合。
- ・報酬の請求が施設に届く方(施設で通帳を管理している方)については把握している。
- ・弁護士で本人(被後見人)の通帳(財産)が施設預かりの通帳しかないので報酬の請求がくる。
- ・後見人さんから、家裁から3万円の報酬をいただいたというお話をいただく。
- ・後見人から後見人報酬額を提示され、通帳から払戻し手続きをする旨の通知を下される方もいる。
- ・その他

3-1 考察

- ・専門職及び法人後見利用者176人のうち、回答合計は、112人分。あとの方は不明。その範囲ながら、全く把握していない数字が、76%に及んでいる。
- ・自由記述からは、施設が通帳管理している場合には、報酬請求が来るので、把握できる、後見人や家族から聞くということで把握できる、など。
- ・後見人が施設側に伝えて、本人のためのお金の使い方と使い道を相談できる体制を作って欲しい。

3-2 成年後見制度利用支援事業を受けている方はいますか？

- ・いる (1 人) いない (? 人) わからない (? 人)

3-2 考察

- ・いない、わからないの項には、殆どの施設が空欄になっていたもので、不明。いると答えたところは、1施設で、1人のみ。利用は進んでいないと思われる。または、施設として把握できていない(通帳管理をしていないため)とも考えられる。

3-3 後見報酬額について思うことがありましたら、お書き下さい。 回答数 14件

① 後見報酬額が高すぎる・・・7件

- ・報酬額がもう少し低ければ・・・と感じる。特に入所者で通院費用がかかる方にとっては感じる部分である。
- ・年金が2級の方だと報酬額が少し高いように感じる。預貯金が無ければ捻出は難しい。むしろ、そのような人こそ後見人が必要。
- ・障害者を持った方の財産は年金しかなく、報酬を出すように設計されていないと思います。第三者の方が担うのはとても困難だと思います。
- ・障害基礎年金(特に2級)の方が月額2万円の報酬では、日々の生活に支障がでてくるので収入に応じた金額の幅がある方が良い。
- ・弁護士で接見も無く、被後見人の財産も少ない方で報酬額が高いと思う人がいる。

- ・難しいと思うが、預金額と契約上だけでなく、活動内容に見合った報酬が望ましいと感じる。

◇ 2 その他・・・7件

- ・市町村により補助の有無、対象の範囲が異なる。後見人が手続きをしない。
- ・もっと高ければ、もっとなってくれる人がいると思います。
- ・財産管理がメインで面会も少ない方にくらべ、身近にいてよく面会して下さる方の報酬が少ないのではと思います。
- ・本人のために報酬額に見合う対応をして欲しい。
- ・当初金額を知ったときは驚きましたが、報酬の対価としての役割を担うべきという考えがあります。しかし、役割自体もそれぞれ異なるケースがあり、一概にその背景を知らないで判断はできないと思います。まず施設側の考え方を整える必要があると考えます。
- ・その他

3-3 考察

- ・報酬額が高い、預貯金が減る、生活を脅かすなどの意見が多かった。
- ・「障害を持った方の財産は年金しかなく、報酬を出すように設計されていないと思います。第三者の方が担うのは、とても困難だと思います。」という意見。
- ・後見報酬に見合った活動を、という意見も。

4. その他

4-1 入所者を対象に、すでに成年後見の事業所と提携・連携をしていますか？(内容)

(この項の回答施設数、48施設中)

- | | |
|----------|---------------|
| ア) している | 2施設 (4. 2%) |
| イ) していない | 40施設 (83. 3%) |
| ウ) 回答なし | 6施設 (12. 5%) |

4-1 考察

- ・ア) の2施設の一つは、施設利用者の保護者が中心となり成年後見を行うことを目的に設立されたNPO法人との連携という関係。
もう一つの施設は、「利用者の情報の共有」という意味での連携。
- ・ウ) の意見の一つ、施設との直接の提携・連携はありませんが、協力をしています。

4-2 貴施設の身近に成年後見について相談できる機関や人 回答数 32施設

◇社会福祉協議会

- ・市社会福祉協議会 (かしわ成年後見センター、千葉市成年後見支援センター、あびこ後見支援センター、他)

◇NPO法人関係

- ・PACガーディアンズ／船橋市障害者成年後見支援センター
- ・NPO法人うえるかむ
- ・東葛市民後見人の会
- ・NPO法人成年後見なのはな

- ・ NPO法人成年後見センター しぐなるあいず 代表 蒲田弁護士
- ・ NPO法人ひだまり
- ・ NPO法人セイバの木
- ・ 東総権利擁護ネットワーク

◇専門職後見関係（団体・個人）

- ・ 弁護士事務所
- ・ 社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ千葉）
- ・ 円心司法書士事務所
- ・ 第三者委員の弁護士 / 顧問弁護士 / 本人の顧問弁護士に必要な相談している。
- ・ 入所者の成年後見人である司法書士の方に相談することが多い。
- ・ 近隣の行政書士・司法書士
- ・ 職員の中で、他所で成年後見人を受任しているもの。

◇行政関係

- ・ 各市町村 / 市役所の職員 / 地域自立支援協議会
- ・ 中核地域生活支援センター
- ・ 裁判所

◇その他

- ・ 特にはいません、園に相談があった時には、園の他に裁判所にも相談するように伝えてます。
- ・ 家族 / 保護者会での情報交換を行っている

4-2 考察

- ・ すでに、県内市町村社協では、13カ所が法人後見を開始（平成28年度現在）、近々数カ所増える予定。県内多くの社協が法人後見に取り組むことになると思われるので、今後、もっと相談相手として活用できると期待する。

4-3 親亡き後を視野に、財産管理などをどのようにお考えか？具体的な取り組みや計画は？

回答数 38件

① 施設として後見利用を進めていく、研修会を行っていくなど・・・17件

- ・ いずれは全員に後見人が必要になってくるとは思います。
- ・ 施設として、月1回開催している家族会などを利用し、成年後見制度についての情報発信および対象と考えられる案件に対する、成年後見の事業所の紹介を行っている。施設では財産管理については行う予定なし。
- ・ 家族（特に親）の方には、後見制度をすすめると共に、公正証書等での対応を明確にする必要性を話している。
- ・ できるだけ後見人制度の利用を進めていきたいと考えている。具体的には保護者会で、前述の行政書士・司法書士さんが今まで数回、後見制度について講演していただいている。身寄りのない方については、学園として責任を持って、制度の利用を進めていきたいと考えている。
- ・ 現在は施設で管理する部分とご家族が管理（年金）する部分がある。安定した利用（親亡き後）につなげるには、施設で管理もしくは、後見制度の利用が必要と思われる。
- ・ 両親も兄弟姉妹もない方で親族が手続きをしているが、今後の事を考え、後見制度をすすめているが動いてくれない。後見手続きが大変で書類が多く、自分で後見手続きがむずかしい保護者がいるので、代行してくれる機関（低料金）があればいいと思う。

- ・本人の意思決定支援の重要性がさげられる中、親亡き後、本人の事を考え、寄り添うことのできる後見人を見つけておくことが親御さんの安心につながると思います。
- ・その他

◇2 後見ではない財産管理の方法を実施している、あるいは模索中・・・6件

- ・成年後見人がついていない利用者の財産管理は、NPO法人PACガーディアンズに依頼。
- ・本人のお金として、有効に使われる仕組みづくりを模索中。親御さんがご本人の為に、遺産として残したにも関わらず、現行のサービスや生活では十分に使われることがない。
- ・年金管理を特定非営利活動法人「かずさ障害者支援センター セイバの木」にて管理して頂く。
- ・施設職員の立場ですべてを決定することは難しい為、後見人はたてておくべきだと感じるが、保護者会にその必要性を伝えることが難しく、すべてがそこに集中していると感じる。
- ・その他

◇3 決めかねている、考え中・・・4件

- ・家族会会員に親亡き後、親族の意向等について、こまかく調査を行う予定。
- ・施設が年金や財産を管理するのではなく、信託など専門機関が管理するほうが・・・。
- ・基本的には後見人を立てる方向に進めていく必要がありますが、費用の問題もあるので、ケースバイケースと考えています。急遽、身寄りが無くなった場合には市町村に相談して、市町村申し立てを依頼する方向で考えています。
- ・その他

◇4 その他、 家族・親族に一任・・・11件

- ・信託を裁判所では、すすめてあり今後の事は良く分からない。
- ・施設が主導的に取り組んではない。
- ・利用者ご本人のお金について、施設側がどうこう言う事ではないが、今後保護者会になげかけてみたいと思っている。
- ・基本的に毎月の利用料等必要な額を施設として領収できれば問題とは考えません。また、保護者会等の際に親亡き後どなたかに引き継ぎが出来るよう、身元引受人の安否確認を定期的に行い、出来るだけ親族間で本人の身上監護と財産管理が出来るように働きかけを行っています。
- ・ご家族の管理を基本と考えている。保護者と協議。基本的には親族等での管理をお願いしたい。
- ・現在、保護者会が年金を管理しています。
- ・親・兄妹・甥・いとこ等親族はいるので、その人達が後見人になるか、申し立てて第三者後見人を選定すれば良い。誰もいない場合は、市町村長の申し立てにより選定してもらおう、施設が特に心配することは無い。
- ・その他

4-3 考察

- ・多かった意見は、家族の高齢化が進む中、施設としては、後見制度利用を勧めていきたい。家族への研修会を開催していきたい。
- ・年金管理を家族会が行っているところ、法人に委託しているところが、あった。
- ・財産管理も成年後見利用も、家族に一任と考えている施設もある。

4-4 成年後見制度が始まって10数年、制度についてお考えや改善点等は？ 回答数 32件

※ 複数の意見が書かれているので、分類すると総数は、35になっている。

① 後見制度を理解することや手続きが難しい・・・11件

- ・保護者の方へはとりあえず保護者自身が後見人になっていただくように話しているが、中々進まない。実際に後見人が必要にならないと利用につながらないようです。
- ・保護者に制度の利用を勧めるだけでなく、実際の運用の状況について知ってもらうことが必要であり、我々自身も制度を知るとともに、実際の運用における課題を知る必要があると思います。事例をもとに自らに置き換えて考えていく必要。
- ・預り金の管理について、現金でしか施設が管理できない例が出てきており、施設入所利用者に不都合が出たり、事務手続きが煩雑になったりしている。
- ・やはり申請が煩雑である。その申請を施設職員が行うには手間ひまとリスクが伴う。
- ・市長申立てに至るまで時間が掛かりすぎる。緊急性の判断基準が明確になっていない。
- ・親御さんが「今、特に困ることがない」現状があるので、なかなか意識できないのは仕方ないとも思う。
- ・その他

② 今の後見制度についての疑問・・・10件

- ・意思決定支援、自己決定・・・などが叫ばれている今、成年後見制度を利用する人の9割以上が後見人というのは疑問。保佐・補助人がもっと多く無ければ・・・。
- ・年金など財産管理に成年後見が重きを置いているが、身上監護や意思決定支援にもしっかりと対応してほしい。ホントに施設で暮らし続けたいのか、本人の意思と向き合う支援になることを切望。
- ・今年に入り後見制度支援信託の対象者が3名現れたが、後見人（ご家族）からは、本人のことを考えて貯金してきたのに、何故面倒な手続きをし、支払い（専門職後見人への報酬等）まで発生するのか納得できないとの話あり。
- ・制度を利用しても後見人が名ばかりとなっていて実際は別の親族であったり、施設が担っている例が多いのではないかと感じる。
- ・入所者とは長く疎遠であっても、入所者が亡くなれば遺留金品（年金など貯金）をその親族にわたされる。きちんと面倒みている家族が苦勞して成年後見申請をして、報酬を支払っている。色々なケースに関わっていると、果たして今の制度が適切なのかと考えてしまいます。
- ・入所施設としては、長年懸命にお世話しているのですが、それ以上のことは出来ません。いざ、法律や制度の前には何も出来ないことが多いです。
- ・身寄りがいない場合の医療同意について明確にするべき。検査・手術等についての医療同意に関して明確な指針を示していただければと思います。
- ・海外では既に後見制度は時代遅れとされているそうです。どのようになるのか不安です。
- ・その他

③ 報酬額についての疑問・・・8件

- ・当施設に入所されている約半数が後見人を立てていて、その多くが親である。親は高齢になってきているケースが多く、報酬額がクリアできれば専門職後見や法人後見を安心して利用出来ると思われる。

- ・GHに家賃助成があるように、後見利用についての補助は考えられないか。現状では金銭管理とひきかえに報酬が発生しているようなもので、後見人をつけるメリットがあるように思えない。月額2万として一年24万円、十年240万、三十年で720万。誰のための制度なのか、障害のある方の生活がささえられる為の制度となることを望みます。
- ・年金は本人のためのものなので、その中から報酬を支払うのではなく、別の方法での報酬付与ができるようにならなければ、なかなか後見制度の利用はすすんでいかないかと思います。
- ・若い利用者でも、身寄りがなく後見人をつけている方がいるが、ずっと報酬を払い続けていくものかどうなのかと考えることがあります。
- ・後見報酬に見合わない障害年金のみの収入の方が多いのが現状かと思う。年間20万以上貯えないことの現実を、行政又は国は理解して欲しい。
- ・その他、障害者年金のみで生活する方への補助金制度や、財産が少額の利用者の後見人費用の負担の問題は改善が必要であるとの意見。
- ・その他

4 第三者後見人の質への思い・・・2件

- ・不適切な後見人であると疑われる場合の対応について、対応手順を明確にする必要があるといえます。
- ・まだまだ浸透したとはいえないかもしれませんが、この制度があり、後見人がつくことで話しがスムーズにすすんだり、本人にとっても良かったと思えるケースもありました。最終的には、後見人の質にかかっているのかもしれませんが。

5 その他・・・4件

- ・後見人は、責任や忙しさのわりに報酬が少なく、なり手が増えていない。
- ・3年前に信託制度があると言い、保護者から無理矢理事務を分けられ、保護者が身上監護のみにされ、保護者に泣きつかれた事があった。裁判所と弁護士の手荒いやり方にこの制度のあり方と進め方に疑問を持った。
- ・利用支援事業は市町村格差があり必要な時に協力して欲しいと感ずることがある。
- ・入所されている方で、保護者の方が入院などされ、ごきょうだい・親族の方が遠い方の時、御本人のことで何か相談しなければいけない時に施設として不安に感ずることがある。

4-4 考察

※この項では、本人の一生を担うことになる入所施設としての、この制度に関する課題や疑問がたくさん、出されていた。

- ・親が後見人になっている場合が多いが、いずれ、親亡きあとなど、報酬がクリアされれば、専門職後見人や、法人後見を安心して利用できると思う。
- ・長期にわたる後見報酬、誰のための後見制度なのかと考えてしまう。
- ・財産管理のみに重きを置いている。この人は、どこで暮らしたいのか、本人の意思と向き合う支援をしてほしい。また、意思決定支援に見合う類型になっていないのでは？との指摘も。
- ・後見報酬の補助制度を求める意見も複数あり。
- ・最終的には、後見人の質にかかっている、との意見もあり。

(以上、アンケート集計結果 詳細報告)

アンケート「より良い成年後見利用のために」

【入所施設における、入所者の成年後見制度利用状況調査】

結果報告 **概要版** (平成29年3月)

<この活動のきっかけについて>

障害のある人にとって大事な制度である成年後見制度は、当初、私たちは、親亡き後を見据えて、第三者後見人を増やしていこうと思っていました。が、2年程前から、いくつかの千葉県内の親の会が、後見報酬について、調べはじめ、報酬にはある基準があり、概ね月2万円以上と知りました。障害者の後見は非常に長い期間におよび、後見報酬が、本人のより豊かな生活を閉ざすことにもなりかねないという声があがってきました。さらに、後見人の仕事内容の差が大きいこと、私たちが期待した身上監護の部分がおざなりになっているケースも多いこともみえてきました。そこで、もっと広く後見利用の実態と抱える課題を知り、より良い後見制度のあり方に向けての活動をしたいと思い、関係者・機関等に聞き取りをし、また、このアンケートを実施することといたしました。

<アンケート結果とその活かし方について>

後見制度が始まってから15年以上を経て、障害のある人の高齢化も相まって、利用が増え、第三者後見人も増えました。本人にとって良かったこととともに、現在の後見制度が抱える様々な課題が、このアンケートの中でも浮き彫りにされました。是非お読みください。

この結果を活かし、後見制度が障害のある人にとって、より安心なより豊かな生活につながるための制度となるよう、今後も活動をしていきたいと思っております。

※詳細版もあります ※どこへでも説明に伺います。共に考えさせてください。

(千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会委員長 村山 園)

★最後に、PACガーディアンズ理事長 名川勝の「アンケートのまとめ」があります。合わせてお読みください。

基本情報

実施主体 千葉県手をつなぐ育成会 NPO法人PACガーディアンズ

実施期間 2016年8月29日～10月15日

調査対象 千葉県知的障害者福祉協会加盟 入所支援施設 62か所

回収率 77.4% (回収数 48施設)

入所者総数 2,562人

考察 入所者の年代別割合を見ると、50代～60代以上合わせて30.09%。入所者の高齢化がうかがえる。

1. 成年後見制度利用状況

2,562人中568人(利用率22.2%)が制度を利用。

うち後見類型560人(98.6%)、保佐類型7人(1.2%)、補助類型0人、不明・無記入1人

考察 利用率60%を超える上位3施設の状況をみると、

2つの施設は後見人のほとんどが親族。1つの施設では24人を1ヶ所のNPO法人が受託している。

- 誰が後見人か：親 族 394 人（69.4% 内訳は親、きょうだい、その他の親族の順）
 専門職 110 人（19.4% 司法書士、社会福祉士、弁護士、その他の順）
 法人後見 66 人（11.6% 11ヶ所の法人で受任。

そのうち、2ヶ所の法人で43人を担っている。残りの23人は、9ヶ所の法人が1人～数人ずつ担っている。）

※複数後見 きょうだいや親と専門職、親族と専門職、親族と法人など10件

考察 近年の最高裁報告では、第三者後見人の割合が、7割を超えている。
 ここでは、親族後見がはまだ、7割となっている。

- 制度利用の動機：①将来を見据えて親（または家族会）が積極的につけた 184 人（32.4%）
 ②施設が年金管理・親亡き後に備えて利用を勧めた 131 人（23.1%）
 ③家族・親の死亡で法的手続きが必要になった 125 人（22.0%）
 ④家庭内で経済的・身体的虐待があった 4 人（0.7%）
 ⑤不明・無回答 112 人（19.7%）
 ⑥その他のきっかけ 12 人（2.1%）

↳ 入所当時から親が所在不明、親族と連絡が取れなくなったのを機に等。

考察 一般的には、③の親の死亡時など、相続などの法的手続きが必要になって取得する場合が最も多いが、ここでは、その上に①と②の動機があがっている。家族会や施設からの勧めなどが、影響していると思われる。

2. 後見人の活動状況

- 専門職後見人と法人後見の方（176人を総数とする）の訪問状況

①月1～2回程度	64人（36.6%）	} 計 41.8%
②2～3か月に1回	58人（33.1%）	
③年1回～2回	49人（28.0%）	
④ほぼ訪問はない	19人（10.9%）	
⑤電話のみ定期的にある	5人（2.9%）	

考察 ③～⑤で合わせて41.8%にもなる。第三者後見人の活動に大きなバラツキがあることが表れている。民法858条は「成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」としている。訪問もせず、被後見人の意思確認は可能なのか・・・。

- 専門職後見人や法人後見がついている場合、金銭管理をどのように行なっているか
 年金管理など大口のものは後見人が管理し、小遣いなどは施設が管理して後見人に報告しているところが多い。後見人がいても、施設が全て管理しているところも少数ながらある。

- 専門職後見人や法人後見がついている場合、身上監護はどのように行われているか

- ・契約や福祉サービス利用の手続き、個別支援計画作成・見直し時の立会い
- ・面会日に来園。居室で職員の報告を聞く、衣類の確認など
- ・面会時に散歩、外食、買い物、墓参り
- ・被後見人に関する相談、保護者では難しい時に後見人に相談

訪問頻度は前問にある通りだが、対応内容も様々で、訪問時間も、5分もいない人、30分の人、一日いる人、と様々。ある施設の4人の第三者後見人は、1名は全く訪問しない、1名は年2回訪問、2名は年9回の保護者会に来園、買い物外出も同行している。

考察 身上監護については、後見人・家族・支援者によって、そのイメージや期待がそれぞれである。家族の高齢化に伴い、第三者後見人が増えていくので、必要かつ求められる身上監護とは何か、もっと明確化される必要がある。

- サービス管理責任者・担当職員等が、専門職及び法人後見の方と面談することはあるか
報告を求められたとき、本人の様子を伝えるとき、個別支援計画・課題発生時、金銭・書類のやりとりのときなどに職員と面談をしている。時間は10分程度から1時間。情報共有に努めているとの記述もある。

考察 ほとんどのところが、時間の差や頻度の差はあるものの面談は行っている。施設長から、もっと職員と話をするように申し入れをされた後見人もいる。

- 被後見人の通帳管理（親族後見を含め、全体に質問）

- ①施設側 295人（60.3%）
- ②後見人など 168人（34.4%）
- ③家族・親族など 26人（5.3%）

考察 ①の施設側管理については、親族後見人の場合は、施設側が管理していることがうかがえる。一方で、②の後見人管理の168人は、専門職と法人後見あわせて176人（「誰が後見人か」を参照）とほぼ匹敵する数であるので、第三者後見人の場合は、ほぼ後見人管理であることがわかる。

- そのことをどう思うか

大口の通帳の管理を後見人が行うのは助かるという意見が多い。後見人が預かることを適切と判断する場合と、最終的にきちんと管理されるなら良いという受け止めも。年金を本人以外のことに使われなくて済むという記述もあり。

次いで、施設が預かることで、事務処理がスムーズ、急な支出に対応できる一方、疑われないという記述も。

考察 後見人管理が本来ではあるが、緊急時に対応できない、事務がとても煩雑になるとの意見もあった。また、後見人に通帳を預けて収支や残高の報告がないと、適切に使われているかの不安もある、という意見もあった。

- 専門職後見人・法人後見が付いて良かったと思うこと

法律的な手続きがスムーズ、透明性が確保される、第三者の立場の意見が聞けるなど、支援者の立場で歓迎する意見が多い。

身寄りのない人には、訪問者がいるのは嬉しいことだろうと、利用者の心情を思う意見も。他にも、保護者に何かあった場合の施設側は安心が大きい、緊急対応もできる、など。

親族からの金銭的な要求を相談できる。対処の判断が難しいとき相談できるなど。

考察 施設側が抱え込まず相談相手があったこと、連携ができること、客観的アドバイスが受けられること、などの意見があり、ここでは、単なる財産管理だけではない後見人の活動がうかがわれる。

●専門職後見人・法人後見が付いて、逆に怠慢・おかしいと感じること

最も多いのが、財産管理だけで身上監護の配慮がない、本人への関心が薄いというもの。本人が欲しがるとテレビの購入を承認しないなど、具体的な回答も。報酬で預金が減り、生活に影響が出るのではないかと心配する声も。

考察 前問と対照的な回答が多く、施設が判断に困っているのに親身にならない、まったく訪問さえしない後見人、など、ここでも第三者後見人の質の差が浮き彫りになっている。

●専門職後見人・法人後見が付いて、むしろ本人のためになっていないと思うこと

後見報酬への懸念と物品購入の不便に大別された。年金でぎりぎりの生活だから、後見報酬が本人の生活を圧迫してしまう。どのような請求をしているのか不明。緊急に買いたい物でも、日用品の購入でも時間がかかる。家族が本人のために買いたい物も思うように買えない。思う額面の品が買えないなど。

考察 後見報酬が生活を圧迫する、後見報酬のために預金が減っていくという、その人の人生を長い目で見ていく入所支援施設の視点が、ここで出てきている。本人に必要なものが買えない、望む額面のものが買えないという意見も。後見人によっては、被後見人の財産をただ「減らさない」という観点で、仕事をしている可能性も伺える。

3. 後見報酬

●専門職後見人・法人後見への後見報酬を把握しているか（回答は42施設^{176人中112人分}）

- ①全員把握している 3施設（7.1%）
- ②把握している人もいる 7施設（16.7%）
- ③全く把握していない 32施設（76.2%）

把握しているケースでは、通帳で確認できる、後見人が教えてくれる、後見人から報酬額を提示されるなど。

考察 8割近くの施設が、後見報酬を把握していない。即ち、本人の資産を把握していないことになる。本人のお金を生きた使い方にするための検討を、チーム（支援者・関係者・後見人等）で行う必要があるのではと思う。

●成年後見制度利用支援事業を受けている人はいるか

多くの施設が回答空欄のため不明。把握できていないか、利用は進んでいないとみられる。

●後見報酬額について思うこと

- ・障害を持った方の収入は、障害年金しかなく、報酬を出すようには設計されていない。
- ・月額2万円の報酬では、日々の生活に支障がでてくる。
- ・専門職後見人の訪問も無く、被後見人の財産も少ない中で、報酬額が高い。など。

考察 これらの意見から、入所支援施設として、この制度について、家族と同じ疑問や課題を持っていることが分かる。今後、家族の高齢化に伴い、第三者後見人が増えていく中で、後見報酬に関する問題解決は急務であると感じる。

4. その他

●入所者を対象に、すでに成年後見の事業所と提携・連携をしているか

している 2 施設

していない 40 施設

無回答 6 施設

していると答えた2施設のうち、1施設は、同じ一つの法人を利用している。もう1つは相談をしているという意味。

●成年後見について身近に相談できる機関・人があるか

NPO 法人、司法書士事務所、弁護士事務所、社会福祉士会、社会福祉協議会、市役所職員など。

考察 県内市町村社会福祉協議会では、既に13か所が法人後見を開始（平成28年4月現在）、近々5か所増える。しかし、相談相手・機関として上っているのは4か所の社協のみ。社協が客観的立場で相談できる場になる必要を感じる。

●親亡きあとを視野に、財産管理等をどのように考えるか。具体的な計画や取組は

研修会の開催。後見の利用を勧めてはいるが、親が高齢だと具体的な動きにはつながらない。他人に委ねることへの抵抗などで進まない。きょうだい・親族がいればそちらで考えてもらう。身寄りがない人は市長申し立て。具体的に紹介先(後見事業所)があるところも。

考察 施設側として家族の高齢化が進む中、後見制度利用を勧めていきたいという考えが多かった。他の設問回答では、疑問・課題認識も書かれているので、制度の在り方を関係の皆で考え、よりよい制度になるための活動が急がれる。

●後見制度が始まって10年、制度に対する考えは

本人たちの人生を長い目で見ていく入所支援施設としての、成年後見制度に関する課題や疑問が数多く出された。

- ・親が後見人になっている場合が多いが、報酬がクリアされれば、親亡き後は専門職後見人や法人後見を安心して利用できると思う。
- ・長期にわたる後見報酬、誰のために制度かと考えてしまう。
- ・財産管理に重きを置いている。この人はどこで暮らしたいのか、本人の意思と向き合う支援をしてほしい。
- ・最終的には、後見人の質にかかっている。

これらが主だった意見。後見報酬の補助制度を求める記述も複数あった。制度利用者の9割が後見類型ということに疑問を呈する記述が1件。

考察 「財産が少ない利用者の後見報酬費用負担問題は改善すべき。身寄りがない場合の医療同意を明確にすべき。不適切な第三者後見人であると疑われる場合の対応を明確にすべき。被後見人の意思と向き合うことを大事に。」等の記述は、アンケートを行った者たちとして、課題を共有できたと感じた。

総括 <このアンケートから明確になった課題と 今後の取り組みについて>

★以下の課題が明確になりました。

- ① 第三者後見人の活動のバラツキ。質の差。
- ② 財産管理のみで、身上監護の視点がすくない。意思決定支援の観点がすくない。
- ③ 第三者後見人の活動に疑問があっても、それに対して意見を言える場がない。
- ④ 後見報酬が本人の生活を圧迫し、長期にわたるため本人の資産を目減りさせる。
これでは、第三者後見人をつけられない。
- ⑤ 資産状況を、後見人しか把握できていない場合が多い。どう使われているかも不明。
支援者として本人のために有効に使う視点を持って、実現しにくい。

★これら課題をどう考え、何を取り組んでいくのか。

- ・後見報酬額の目安が裁判所から示されており、それらを、家族や支援者にもっと、明確に示されなくてはならないと思う。その上で、本人の暮らし方と金銭の生涯設計を立てていく必要があると感じる。
- ・アンケートを通して後見人の質の差が顕著になり、福祉サービスにおける苦情解決の仕組みと同様なものが、後見利用に際しても必要だと痛感をする。
- ・本人の意志や思いを把握し実現していくとき、後見人を含む支援者の連携が必須だと感じる。
- ・障害者後見の一番の特徴はとにかく長期間におよぶ後見となること、一旦、つけたらほぼ外すことが出来ない制度であるため、利用する時は、慎重を期すべきであり、本人を取り巻く支援者の相談体制が大切であると思う。
- ・そして地域に、第三者の立場で、相談と助言・裁判所との連携や交渉・後見人の質の確保などを行う場（機関）が必要であると、切に思う。

（ 以上 アンケート結果 概要報告 ）

問合せ・連絡先

- ・PACガーディアンズ

竜円 香子 k-ryuen@minos.ocn.ne.jp 携帯：090-9951-8134

- ・千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会

村山 園 sono0424@mx4.ttcn.ne.jp 携帯：090-9818-5353

アンケートのまとめ

平成 29 年 3 月 28 日

PAC ガーディアンズ 理事長 名川 勝

本調査は、千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会の方々と特定非営利活動法人 PAC ガーディアンズが企画し実施したものです。中心メンバーはいずれも障害のある方々のお母さんがたであつたため女子会と呼んでいましたが、特に彼女たちの尽力を記して称えたいと思います。

本調査の企画趣旨については他所にも記載されているところですが、簡単に確認させていただきます。民法の改正により現在の成年後見制度が施行されてから既に 17 年ほどが経過しました。この間、利用はずいぶんと進みましたが、しかし必ずしも本来の趣旨に則った活用が為されているとは言い難い面もあります。折しも政府は平成 28 年に成年後見制度利用促進法を施行するとともに、29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を定めたところですが、私たちの問題意識は単なる利用者の増加ではなく、その運用のあり方にありました。成年後見人等の財産横領などはその最たるものですが、そうではなくとも、どの程度適切に運用されているのか、また身上監護の実施状況、福祉サービスとの連携、財産管理と報酬など、改めて確認する必要性を感じていました。ところが調べてみると、成年後見制度の実施などに関する包括的な調査は、社会福祉士会など後見人の側からは提供されているものの、施設などの立場からその利用状況を整理したものは少ないことがわかりました。そこで今回は千葉県内の知的障害者福祉協会に加盟する入所施設にご協力をいただき、調査をさせていただいた次第です。このような調査としてはたいへん高い回収率となったことは、施設関係者各位の関心の高さと積極的なご協力によるものと思われまふ。改めて厚く感謝申し上げます。

さて、本調査によって得られた成果は幾つかありますが、ここでは何点かに絞って挙げさせていただきます。詳細版をお持ちの方は個々の結果に対する考察・コメントが付記されていますので、それらも併せてご参照ください。なお本稿の性格上、参照した文献などは明記していませんが、必要あればお問い合わせをお願いいたします。

■各施設における成年後見等利用状況（基礎統計）について

先ず、全国的な後見審判の率（最高裁による成年後見関係事件の概況）と比べると、本調査の結果は極めて高い成年後見類型の割合を示しました。入所施設利用者の障害支援区分が区分 4（50 歳以上の場合は区分 3）以上であることを考えれば、後見類型の高さは当然かもしれません。またこれは、施設利用者数に占める後見等（類型を問わない）の利用率が 22%程度であることと併せ考えると、より判断に支援の必要な人のみが後見利用しているのかもしれない。この点は軽々な断定が難しく、療育手帳の判定や障害支援区分との関係を検討すべきと思われる。ただ、知的障害がある人の生活能力や特定事項に関する適応性には非常に大きな幅があるとされています。また海外ではいわゆるソーシャルレポートの活用によって単なる知的能力によらない後見審判が行われているところもあります。そもそも全国統計の後見審判割合も後見に偏りすぎているとの指摘もあるようです。昨今では鑑定手続きの簡略化が進められることによって療育手帳などの資料に基づく類型判断がなされる家庭裁判所もあると聞きますが、本人の権利制限にかかわる類型判断は慎重に検討すべき場合もあると考えます。

次に、全国的な資料と比べると親族後見の高さが目を引きます。これは後見開始の時期と併せて検討

できればよいのですが、一部には平成12年度の制度開始後早い時期に制度利用を始めた人もいるかもしれません。全国的にも第三者後見が多くなってきたのは近年のことです。そのようなことを考えたとしても、しかしやはり入所施設利用者の場合は親族が関わる人が多いようです。特に親が後見人である場合(59.6%)などは、今後いずれかの時期に第三者後見に移行することも少なくないため、そのような事態を見越した将来検討が必要かもしれません。

■後見人の活動について

後見人の施設訪問頻度が明らかになったことはまだ少ないので、他の諸点とともに貴重な数字であると思われます。訪問すべき頻度などは特に定めがあるわけではありませんが、被後見人等本人の生活状況や思い・嗜好などをよく知って後見事務を執り行うためには、一定程度の回数が必要と思います。それを勘案したとき、頻度には幅があるとは言え、年に1～2回という数字は極めて不十分であると考えます。ましてや訪問がないかもしくは電話のみの場合がこれほど大きい(年2回以下と電話のみを合わせて41.8%)ことは、適正な事務執行が行われているかどうか疑わざるを得ません。自由記述を見ると、施設職員からの回答にも同様の疑問が挙げられていることがわかります。これほどの低頻度あるいは電話のみでも良い場合を考えてみましたが、私たちには思いつきませんでした。

言うまでもなく現行の成年後見制度は本人意思尊重原則を有しており、これは財産管理についても適用されます。さらに現在は身上配慮義務に基づく身上監護も後見人職務には含まれています。どこまでを身上監護とすべきか明確ではありませんが、例えば日本成年後見法学会からは法定後見制度の改善提言(平20)が出されており、この中には身上監護の範囲にも提案があります。そこでは本人の生活における法律行為などとともに、それらに付随して行われるべき事実行為として、本人の意思確認や必要な連絡調整・調査・代弁なども含むとされています。つまり本人に係る法律行為を行うに際し、本人の希望や意思、生活状態、行動特性や嗜好など、把握したうえで事務に取り組むことが求められているといえます。加えて本人の意思や嗜好などはいつまでも同じわけではありませんから、適当な頻度で面会することは必須であるといえます。意思決定支援のテキストやワークブックでも、こうした情報の更新が重要であると指摘されています。

後見人の訪問時の活動は、自由記述などからその一端を伺うことが出来ます。ご本人との面会に加えて、担当職員との意見・情報交換や支援計画の検討なども含まれているようです。これらには幅がありますが、誠実に対応してくださる後見人等も多くいらっしゃるのを見て取れます。上述のように、まだ施設訪問を含む後見人の事務執行がどのようであるべきか明確な基準がありませんので、このような良い例についてはさらに具体的に広め共有できれば良いと考えます。なお、散歩や墓参り等してくださる方もいらっしゃるようですが、もちろんこれらは事実行為として必ずしも後見人がすべき事項には含まれません。しかしご本人の心情などを汲み取りご好意として取り組んでいただければ、感謝申し上げたいと思います。

■後見報酬について

そもそも施設職員が後見報酬について知る機会はありませんが、しかし一定の報酬算定や水準のようなものがあることは理解されており、月2～3万円が基礎額とされているように伺っています。これについて、もっと高ければ成り手が増えるのではとの意見もある一方で、本人財産と比べた場合に心配する意見も見られました。心配をする意見としては、本人資産額を考えたとき、少なくとも年金以

外に収入源のない方々が月2～3万円もしくはそれ以上を終生拠出し続けなければならないことについて、大丈夫なのかとの指摘がありました。本人資産は本人のために使われるべきであり、それには後見報酬も含まれるでしょう。しかしそれ以外にも自分の生活の質を豊かにするために使うべきお金もあります。少なくとも資産がどのように本人のために使われるのが良いか、後見人はビジョンを持っているべきではないでしょうか。残念ながらまだ知的障害がある方々のフィナンシャル・プランニングのような考え方は少ないようですが、より前向きな人生を考えていく際には、これからはサービス等支援計画などのような観点だけではなく、ライフ・プランの観点も重要であると考えます。そして必要に応じて公的補助としての報酬補助のような制度の検討も念頭に置く必要があるかもしれません。それもやはり多くの方がライフ・プランをしっかりと考えていくことで明らかになってくると考えます。

後見報酬に関するもうひとつの、そしてさらに重要な意見は、後見人が報酬に見合う仕事をしていないことがあるのではとの指摘です。私たちは、既に見てきたような適切な後見事務を行っている方々については、報酬額の適正さを疑いません。問題は、その事務執行が報酬に見合わない場合です。残念ながら今回の調査で、そのような場合も少なからずあるのではとの結果が表れました。この点についてもやはり多くの方々に認識していただき、後見業務の適正執行あるいは後見事務の質の担保について考える機会としていただきたいと思います。

■その他

後見の事務執行と支援のあり方や方針が何らかのかたちで食い違うことがみられるようであり、これに関する報告もありました。例えばテレビを購入したいと考えたが後見人の承諾を得られなかったなどの記述が見られます。このような例は他にもあるらしく、私たちが得られた回答を整理、検討をしている際にも同様の事例を紹介する人がいました。後見制度が長らく行われるようになって、このような支援者と後見人の意見のズレなども散見されるようになってきたのかもしれません。どうしてもこのような場合には“後見人のほうが立場が上だから”のように思われてしまうのでしょうか。しかし本来は上下関係ではなく、それぞれが必要な関わりを行っている同じ立場にある者同士ですから、当然に十分な情報交換と連携が求められるはずです。通帳管理や財産の状況について施設職員がどこまで知るべきかは、自由記述などを見る限りはまだ定まっていないように思います。しかしご本人を挟んで業務を行っている関係上、必要な意思疎通がなければどこかで関係に齟齬が生じるかもしれません。この点は今後さらに丁寧な話し合いが求められるとともに、一般的な認識としても議論が深められる必要があると考えます。

以上、一部ではありますが、調査から考えられること、考えていただきたいことについて記載しました。調査の方法論上の難点としては、いわゆるケース単位のデータ収集ができなかったために、複雑な分析処理を行うには至っていません。しかしそれは個人情報管理する施設に対して質問する際にはやむを得ないところでした。また今回の手法だけでもずいぶんと多くのことがわかったと私たちは考えています。今後は本調査の結果を踏まえ、さらに個別的な調査検討がなされる礎になれば、これに勝る喜びはありません。そして、これらの結果が多くの方々に共有されるとともに、より適切な制度運用の議論がいつそう活発になることを願っております。

最後に、たいへんお忙しい中を本調査にご協力をいただきました施設の職員各位ならびに関係各位には重ねて御礼を申し上げます。